

令和5年3月27日
千葉県信用保証協会

**令和5年4月1日から令和5年6月30日までの経営安定関連保証5号の
指定業種について**

令和5年4月1日から令和5年6月30日までの間の経営安定関連保証5号の指定業種（512業種）が告示されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 指定期間・業種について

指定期間：令和5年4月1日から令和5年6月30日まで

指定業種：中小企業庁ホームページをご参照ください。

(https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

2. 認定書について

認定書の有効期間内に金融機関又は保証協会に保証申込を行うことが必要とされています。事前内定の本申込についても、認定書の有効期間内に金融機関又は保証協会に保証申込を行うことが必要となりますので、ご注意願います。

以 上

お問い合わせ先
企画部 経営企画課
担当：三上・内山
TEL043-221-8185